

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前（平成二十九年金融庁告示第四十五号第四条の規定による改正後のもの（未施行））
<p>（最終指定親会社四半期の記載事項）</p> <p>第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>一〓 「略」</p> <p>二〓 「略」</p>	<p>（最終指定親会社四半期の記載事項）</p> <p>第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一〓 連結総自己資本規制比率</p> <p>二〓 連結Tier1比率</p> <p>三〓 連結普通株式等Tier1比率</p> <p>四〓 連結における総自己資本の額</p> <p>五〓 連結におけるTier1資本の額</p> <p>六〓 連結における普通株式等Tier1資本の額</p> <p>七〓 連結総所要自己資本額</p> <p>八〓 「同上」</p> <p>九〓 「同上」</p>

<p>三   [略]</p> <p>四   [略]</p> <p>五   [略]</p> <p>六   連結自己資本規制比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項</p> <p>七   [略]</p> <p>八   [略]</p> <p>九   連結レバレッジ比率に関する事項</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第三号により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる事項については、対象となる最終指定親会社四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。</p> <p>(別紙様式第七号)</p> <p>[別紙]</p>	<p>十   [同上]</p> <p>十一   [同上]</p> <p>十二   [同上]</p> <p>「号を加える。」</p> <p>十三   [同上]</p> <p>十四   [同上]</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。</p> <p>3 第一項第九号に掲げる事項については、対象となる最終指定親会社四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
---	---

備考、表中の「」の記載は注記である。

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十七年金融庁告示第九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 日次平均の値 別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、最終指定親会社四半期（法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。</p> <p>四 〔略〕</p> <p>(事業年度の記載事項)</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 前項第一号の「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」は、日次平均の値について、別紙様式第一号により作成するも</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 日次平均の値 別紙様式に記載する項目について、最終指定親会社四半期（法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>(事業年度の記載事項)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>2 前項第一号の「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」は、日次平均の値について、別紙様式により作成するものとす</p>

<p>のとする。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(最終指定親会社四半期の記載事項)</p> <p>第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項を記載するものとする。</p> <p>2   前項に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。</p> <p>(別紙様式第一号)</p> <p>[略]</p> <p>(別紙様式第二号)</p> <p>[別紙]</p>	<p>る。</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>(最終指定親会社四半期の記載事項)</p> <p>第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に、第三条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項を記載するものとする。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>(別紙様式)</p> <p>[同左]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	